

小城市監査委員告示第 6 号

令和 2 年 4 月 8 日に提出された住民監査請求について、監査した結果を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 17 日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

1 請求人

佐賀県小城市 ○○○ ○○○○○○

佐賀県小城市 ○○○ ○○○○○○

佐賀県小城市 ○○○ ○○○○○○

2 請求年月日

令和2年4月8日

3 請求の趣旨

- (1) 平成21年度～平成23年度の補助金支出に関与した各職員につき相応の責任を追及すること
- (2) 小城市（小城市長）に対し、清水の滝ライトアップ実行委員会、あるいは○○○ら関係者に対して平成21年度～平成23年度の補助金の不当利得返還請求そのほかの理由による返還請求、賠償請求を行うこと
- (3) その他適切な措置を行うこと

4 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

本件の住民監査請求は、令和2年3月13日付けで却下した令和2年3月10日付けの住民監査請求と何ら異なるものではなく、昭和62年2月20日の最高裁判決にあるように、同一請求人が同一内容の住民監査請求を重ねて行うことはできないと解するのが相当であり、本件請求は同判例に抵触し認められない。

よって、監査委員の合議により主文のとおり決定する。